

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階大会議室

## ○議事日程

平成29年1月10日（火曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（31名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君		

## ○欠席委員（1名）

10番 後藤 利彦 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）1月20日次期アメリカ大統領トランプ氏の就任式が行われるそうです。この人ほど世界中の注目を集めた人はいないと聞いております。どうなるかこれからかなり議論が出てくると思います。TPPの問題にしましても就任前から離脱をと言われておりまして、先行きが不透明な状況です。

さて自分の今年のキーワードは、健康です。病気になって初めて健康の有り難さを感じております。皆様も健康に気を付けていただきまして、残された任期をいろんな形でご協力をいただきますようお願いいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）いよいよ農業委員会の任期が7月19日までということで、新しい制度に変わります。ここにお集まりの皆様には改めて立候補していただきまして農業委員として、また最適化推進委員としてご活躍いただけるように願っております。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、欠席委員の報告をします。10番後藤委員です。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。26番長屋委員、30番永井委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、山田地内、岐阜県警察学校の南西680mほどに位置する農振農用地である田3筆4、482㎡及び畑662㎡です。譲受人は申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

12月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、宮脇地内、上之保総合グラウンドの西110mほどなどに位置する農振農用地である田1,015㎡及び畑2筆525㎡計1,540㎡です。譲受人は、譲渡し人の息子であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、息子である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

12月19日に現地確認をしたところ、農地性有り確認しています。

以上、所有権移転に関するもの2件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

- 17番（安田孝義君）1番の案件について、異議ありません。
- 23番（土屋尊史君）2番の案件について、異議ありません。
- 議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号については、許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。

申請地は、神明町2丁目地内、稲口グラウンドの西220mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地241㎡です。申請人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、申請地を貸駐車場として整備したいというもの。

12月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。

申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の南東350mほどに位置する田、3筆1,133㎡のうち231㎡です。申請人は、申請地の隣接地に平成18年に貸店舗敷地として一部転用許可を得て整備したが、今回の申請地、平成18年の農転からみると周りの残りの農地は、日当たりが悪く不整形地であり作業効率が悪いため、申請地を埋め立てて、貸店舗敷地を拡張し整備したいというもの。

12月20日に現地確認をしたところ田で農地性ありと確認しております。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、下白金地内、白金水源地の北140mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地60㎡です。申請人は、申請地の南側に居住しており、申請地を住宅敷地として整備したいというもの。

12月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北東460mほどに位置する畑561㎡です。申請人は、申請地の北側100mほどに現在居住しており、現在土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に居住しており危険なため、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。

12月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、7ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、多良木公園の北東160mに位置する田2筆1,598㎡のうち1,239㎡です。申請人は、申請地に太陽光発電設備を整備したいというもの。

12月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。農地の区分は、住

宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○7番（清水宗夫君）1番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）2番の案件について、異議ありません。

○17番（安田孝義君）3番の案件について、異議ありません。

○21番（増井賢一君）4番、5番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、平賀町4丁目地内、平賀公民センターの東220mほどに位置する田2筆452㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

12月19日現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は9ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理地内、天神公民センターの北北東390mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地748㎡です。譲受人は、建築・土木工事及び不動産取引などを業とする法人であり、申請地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は10ページになります。

所有権移転 申請地は、東新町3丁目地内、東新公民センターの北東60mほどに位置する田199㎡です。譲受人は、刃物製造業を営んでおり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、従業員及び来客用の駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は11ページになります。

所有権移転 申請地は、東新町3丁目地内、東新公民センターの北東60mほどに位置する田1

筆199㎡です。譲受人は、塗装業を営んでおり、従業員駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、従業員用の駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、3番の譲渡し人と同一人物であり、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は12ページになります。

所有権移転 申請地は、東新町6丁目地内、天神公民センターの北北東390mほどに位置する田660㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、申請地の西隣の土地とともに、市外に居住する息子の住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。事業計画変更の1番と同時許可案件になります。

6番の案件 位置図は13ページになります。5番の案件の南隣になります。

所有権移転 申請地は、東新町6丁目地内、天神公民センターの北北東380mほどに位置する田180㎡です。譲受人は、申請地の西隣に居住しており、都市計画道路である東本郷鋳物師屋線の建設による立ち退きのため、申請地を譲り受け、申請地の西隣の残地とともに、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

東本郷鋳物師屋線につきましては、昨年国道418号線の所までは南から北へ出来まして、今、関金山線の平和通りとの間で用地買収が済んでいるのか進んでいるのか代替え地とかで農転が出てきている状況です。

7番の案件 位置図は14ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、雄飛ヶ丘地内、倉知小学校の北東320mほどに位置する畑2筆438㎡のうち243.05㎡です。使用借人は、現在使用貸人の家に同居しており、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

12月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、20年間としています。

8番の案件 位置図は15ページになります。

所有権移転 申請地は、巾1丁目地内、倉知小学校の北東320mほどに位置する畑3筆819㎡です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は16ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの東北東350mほどに位置する畑2,059㎡のうち912.99㎡です。賃借人は、申請地の東及び南側にて、粉カーボンの再生処理等を業とする法人であり、申請地を借り受け、テント倉庫を建築整備したいというもの。賃貸人

は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

12月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、20年間としています。

10番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は神明町2丁目地内、稲ログランドの東南東250mほどに位置する畑3筆819㎡です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

12月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は倉知地内、倉知小学校の南西400mほどに位置する登記地目田、現況地目田一部宅地1,838㎡のうち87.44㎡です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地及び申請地の東隣の宅地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

12月19日に現地確認をしたところ、田一部宅地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

12番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は倉知地内、下倉知公民館の北西200mほどに位置する田、782㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を譲り受け、二世帯が居住できる自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

12月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西南西520mほどに位置する田、3筆2,980㎡です。賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

12月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から18ヶ月としています。

なお申請地への進入路については、事業計画変更許可申請がなされ、本案件と同時許可案件になります。

14番の案件 位置図は21ページになります。

所有権移転 申請地は倉知地内、関商工高校の東南東370mほどに位置する登記地目田、現況地目原野7筆4,231.76㎡です。譲受人は、土木・建築・造園工事業及び太陽光等の発電事業などを業とする法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付については、申請地の西側の方からはありませんでしたが、その理由が7～8年前に一体で開発をしようと約束をしたのに、その目的が遂行できないということで反対されているとのことですが、農業経営上支障をきたすわけではないためやむを得ないと判断します。

12月19日に現地確認をしたところ、原野であったため始末書の添付があります。農地の区分は、中山間地域等に存する農業公共投資の対象になってない小集団の生産力の低い農地等に該当すると思われるため第2種農地と判断します。

15番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は倉知地内、関商工高校の東南東370mほどに位置する登記地目田、現況地目原野9.91㎡です。譲受人は、14番の案件と同じ法人であり、申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

12月19日に現地確認をしたところ、原野であったため始末書の添付があります。農地の区分は、中山間地域等に存する農業公共投資の対象になってない小集団の生産力の低い農地等に該当すると思われるため第2種農地と判断します。

14番と15番の間に赤道がありまして、太陽光が一緒に出来ないということと、9.91㎡が残ってしまうので、買って欲しいという事で植林という事が出てきております。

16番の案件 位置図は23ページになります。

所有権移転 申請地は北福野町2丁目地内、関西部公民センターの北東130mほどに位置する畑191㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、県外に居住しており、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

17番の案件 位置図は24ページになります。

所有権移転 申請地は小屋名地内、関市役所西部支所の北310mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地9.91㎡です。譲受人は、住宅敷地内の車庫の一部分が譲渡し人名義の農地になっていたため、申請地を譲り受け、譲受人の宅地の一部と交換したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

18番の案件 位置図は25ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は小屋名地内、赤土坂公民センターの北西100mほどに位置する畑1,002㎡のうち283.27㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、孫である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

19番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は富之保雁曾礼地内、武儀東小学校の北2300mほどに位置する田、171㎡、及び登記地目畑、現況地目山林2筆359㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月19日に現地確認をしたところ、田及び山林であったため始末書の添付があります。農地の区分は、中山間地域等に存する農業公共投資の対象になってない小集団の生産力の低い農地等に該当すると思われるため第2種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計19件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1から6番の案件について、異議ありません。

○7番（清水宗夫君）7から10番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）11から15番の案件について、10番の後藤委員の担当ですが欠席のため、事務局に異議ない旨の伝言がありました。

○13番（杉山徳成君）16番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）17番は、新築をするようになって隣地の立会いをしたら、若干土地の名義が違っていたので、交換したというものです。18番については、異議ありません。

○19番（横井文雄君）19番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の19件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は12ページになります。

1番の案件 位置図は27ページになります。

区画の変更 申請地は、東新町6丁目地内、天神公民センターの北北東390mほどに位置する田、178㎡です。当初事業計画は、昭和58年6月28日に5条申請にて申請地に自己用の住宅を建築する予定であったが、諸事情によりとん挫していたというもの。変更後の事業計画変更は、計画地の約半分が都市計画道路 東本郷鋳物師屋線の道路建設の買収にかかり面積が減少したため、5条の5番の案件とともに、息子の住宅敷地を整備したいというものです。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお5条の5番と同時許可案件になります。

2番の案件 位置図は28ページになります。

規模縮小、期間の延長 申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西500mほどに位置する田、3筆2,004㎡です。当初事業計画は、平成28年2月12日に5条申請にて6筆5,983㎡にて砂利採取及び搬出入用の通路として、許可を得ていましたが、今回は、5条の8番にありました様に、川側の三段目の前回の砂利採取部分の北側が今回の砂利採取部分になるため、変更後の事業計画は、前回の通路部分を砂利の搬出入通路として利用し、再度期間を延長したいというものです。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお5条の13番と同時許可案件になります。

以上2件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）2番の案件について、欠席の10番後藤委員ですが、異議なしとの事です。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は13ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規1筆、1件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、1筆1,939㎡で地区は、平賀地区。設定移転を受ける方は、酒向拓哉さんです。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は14ページになります。

今回1件の届出があります。

番号1の案件 3条の2番の案件の解約の届け出です。賃借人長尾金義、上之保向名倉地内の田1筆1,015㎡です。合意解約日は、平成28年12月16日です。

○議長(佐藤善一君) 次に、農業委員会条例の改正に伴う規則案について事務局より説明をしていただきます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 今回は農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について説明をさせていただきます。

平成29年2月8日(水)から3月7日(火)の4週間募集させていただきます。広報は、2月号に載せさせていただきます。その内容につきましては、農業委員会法が変わったこと、公選制から公募制になったこと、それに伴って農地利用最適化推進委員が出来たこと、農業委員会法につきましては農地法の許可権限業務プラス農地利用の最適化も農業委員会の業務になったことなどの改正についても書いて、後は募集を行う内容を載せております。

ホームページに載せる募集の内容について、読み上げさせていただきます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。農業に関する識見を持ち、農地の利用の最適化の推進など農業委員会の職務を適切に行うことができる方の推薦、応募をお待ちしております。

農業委員の職務については、農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項について、調査、審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回初旬に総会の開催があり出席していただきます。必要に応じて研修会にも出席していただきます。

最適化推進委員の職務については、農地の無断転用の防止・解消などを図るため調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等の話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。会議は、推進委員会の開催が毎月あり出席していただきます。必要に応じて、農業委員会の会議に出席し報告することや、研修会にも出席していただきます。

推薦及び募集人数につきまして、農業委員19名、最適化推進委員25名です。

推薦及び応募資格につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。市の職員でない方。暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有してない方。ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方。禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方です。

任期は農業委員は、7月20日から平成32年7月19日までの3年間。最適化推進委員は、委嘱の日から農業委員の任期満了日までです。

推薦及び応募方法につきましては、推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、記名押印又は署名押印のうえ、締切日までに関市役所2階農業委員会、各地域事務所へ提出してください。郵送による提出は受け付けますが、メール及びFAXによる提出は受け付けません。締切日当日の消印有効となります。

法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。公表につきましては、法律により中間発表と最終発表をホームページで行います。

推薦及び募集期間につきましては、平成29年2月8日から3月7日までの4週間となっております。

選考につきましては、推薦若しくは募集による候補者の総数が推薦及び募集人数を超えた場合又は、市長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けて、それぞれの候補者を選定します。

個人情報の取り扱いについては、保護、管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありませんという事で募集をさせていただきます。みなさまにも応募していただくことと、推薦して頂いた団体にも呼びかけをお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

最適化推進委員は、地区を分けてあり第一地区6名、第二地区6名、第三地区6名、第四地区3名、第五地区4名の計25名です。農業委員は、全地区になり地区割りをしないことになっており19名です。第一の条件としまして認定農業者が半分以上という事ですが、関市で今65名程みえますが地区が固まっていますのでその中からという事ですと農業委員の地区が偏ってしまいます。ですが、地域の担い手の方は各地区毎、旧町村毎に作っておりその中の担い手の方も準認定農業者という位置付けでそれで半分という事でしたらそれを超えるのではないかと予想しております、そ

ういう方たちを選考の中に入れて行き、女性農業委員、50才未満の青年農業委員を含めながら構成していくという事になります。

最適化推進委員はそういう条件は皆無ですが、農業委員は今までと違って難しいと思います。

○23番（土屋尊史君）質問ですが、可児市では土木水利委員と土地改良区の意見書を出してもらい総会にかけているようで、農業委員が見に行つて印鑑を押すのではないようです。関市は土木水利委員と土地改良区の意見書に加え農業委員の印鑑も要るし、事務局も現況確認に行くので、可児市のように農業委員の印鑑を割愛できないですか。地区によって申請の量に偏りがあり、多い所は大変なので割愛できる所はしてはどうですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）それは、農業委員の仕事を地区をなくすという事ですか。

○23番（土屋尊史君）地区ではなく、農業委員の見回りをなくすという事です。総会で検討するだけで、地区の事は土木水利委員と土地改良区に任せるようにすれば、地区がどこでも関係なく見に行く必要がなくなるので。

○事務局課長補佐（長尾成広君）土地改良区に入っていない所はどうされますか。

○23番（土屋尊史君）地区毎に水利を持っている所があるよね。その意見書を付ければいいんです。田を借りたりすると水が来てて、そうすると水路掃除にみんな行っているんで、その人達が決める事でしょ。ここをやることによって水が来なくなると困るとか。農地として守るとするのは地区の人が決める事ですよ。

○事務局課長補佐（長尾成広君）今ですと、土木水利委員がその役割をしてみえてませんか。

○23番（土屋尊史君）それを貰ってくればいいんです。農業委員が地区が何処か決まらないという状況の中でも、可児市は農業委員の印鑑なしで動いているので、関市も出来ないかという事です。

○事務局課長補佐（長尾成広君）一度調べて検討してみます。

○23番（土屋尊史君）そうすれば、もつとなり手の人も増えるかもしれないと思いますよ。

○27番（日置香君）その地区を代表する農業委員が実際出向いて確認してここで話を聞かないと、我々は手を挙げようにも出来ないような気がします。

○23番（土屋尊史君）でもあれだけ大きい可児市が出来ている訳だからね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農業委員の印鑑を無くすという事は、現地確認を無くすということですね。検討させていただきます。先月土屋さんが言ってみえた欠員が6分の1という所で、農業委員で言うと19名ですので4名以上欠員になった時に補充するというような形ですけど、それを地区だけどうにかならないかということですが、農業委員の募集とか議会の承認とか半年くらいかかりますし、農業委員は全体的に見るところでもありますので。

○23番（土屋尊史君）農業委員の印鑑を押さないと会議に上がってきませんよ。

○事務局課長補佐（長尾成広君）そこは違う方に見ていただくか、土屋さんが言われたように改革をしていくかですね。それも踏まえて検討していくということはどうでしょうか。

○23番（土屋尊史君）印鑑無なら動くよという事です。検討してください。

○議長（佐藤善一君）他にご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は、2月6日月曜日午前10時から関市役所6階の大会議室で行います。

○議長（佐藤善一君）これもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後4時26分閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

印

---

26番 関市板取1244番地

印

---

30番 関市武芸川町跡部1373番地

印

---